

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	森・濱田松本法律事務所 弁護士 宮田 俊
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	令和4年2月22日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

## 【発行者に関する事項】

発行者の名称	スターアジア不動産投資法人
証券コード	3468
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

## 【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	ジュピター・アセット・マネジメント・リミテッド (Jupiter Asset Management, Limited)
住所又は本店所在地	英国 SW1E 6SQ、ロンドン、ヴィクトリアストリート 70、ザ・ジグザグビルディング
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所 弁護士 宮田 俊 水本 真矢 阿南 光祐
電話番号	03-5293-4897

## 【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.3
訂正される報告書の報告義務発生日	令和4年2月15日
訂正箇所	以下のとおり訂正いたします。

## (訂正前)

## 【表紙】

## 【変更報告書提出事由】

株券等保有割合が1%以上減少したこと

## (訂正後)

## 【表紙】

## 【変更報告書提出事由】

株券等保有割合が1%以上増加したこと